

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

不破消防組合消防本部

令和8年6月26日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	78.7 ^{※1}	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員 ^{※2}	— ^{※3}	%
全職員	78.7 ^{※1}	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別^{※4}

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
消防長・次長	—	%
課長	—	%
課長補佐	—	%
係長	—	%

(2) 勤続年数別^{※5}

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	%
31～35年	—	%
26～30年	—	%
21～25年	—	%
16～20年	非公開	%
11～15年	非公開	%
6～10年	非公開	%
1～5年		%

【説明欄】

- ※1 当組合の全ての女性職員は、勤続年数が17年以下のため、給料水準の低い職員が女性に偏っている。
- ※2 任期の定めのない常勤職員以外の職員とは、任期付職員、再任用職員、臨時的任用職員、地方公務員法第22条の2の規定により任用される会計年度任用職員、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任用される短時間勤務職員をいう。
- ※3 当組合においては、任期の定めのない常勤職員以外の職員が男性のみしか居ないため。
- ※4 当組合においては、係長以上の役職に就く女性職員がいないため。
- ※5 当組合においては、女性職員の人数が少なく、個人の特定につながる恐れがあるため非公開とする。

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	— %

【説明欄】

当組合においては、係長以上の役職に就く女性職員がいないため。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
消防長・次長	— %
課長	— %
課長補佐	— %
係長	— %

【説明欄】

当組合においては、係長以上の役職に就く女性職員がいないため。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

常勤職員

区分	令和7年度
男性	100%
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員	
	男性	女性
1週間未満	%	%
1週間以上2週間未満	%	%
2週間以上1月以下	33%	%
1月超3月以下	67%	%
3月超6月以下	%	%
6月超9月以下	%	%
9月超12月以下	%	%
12月超24月以下	%	%
24月超	%	%

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
消防本部	5時間/月
消防署	6.3時間/月

